

資 料

（個人住民税等）

目 次

個人住民税

性格・役割

- ・ 個人住民税の性格・役割に関する政府税制調査会の答申（抄） 1

所得割

- ・ 給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート 2
- ・ 個人住民税の諸控除に関する政府税制調査会の答申（抄） 3
- ・ 人的控除の概要 4
- ・ 人的控除について（個人住民税） 5
- ・ 個人住民税の課税最低限の内訳及び算出方法 6
- ・ 政策目的と考えられる主な控除制度の概要 7
- ・ 生命保険料控除等の適用状況 8
- ・ 所得割の税率構造の推移（イメージ図） 9
- ・ 給与収入階級別の個人住民税所得割の負担割合（夫婦子2人の給与所得者） 10
- ・ 個人住民税の税率ブラケット毎の適用人数 11
- ・ 給与所得者の課税標準段階別の納税義務者数及び市町村民税所得割額のシェア（平成16年度分） 12

均等割

- ・ 平成17年度の税制改正に関する答申（抄） 13
- ・ 個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移（税率＝年額） 14
- ・ 均等割の平均税率等の推移 15
- ・ 住民1人当たり歳出決算額（平成15年度・一般財源等） 16

その他

- ・ 平成17年度の税制改正に関する答申（抄） 17
- ・ 公的年金等受給者に係る所得税・介護保険料・個人住民税の徴収方法の比較 18

地方の税務職員の経験年数

- ・ 地方の税務職員の経験年数 19

個人住民税の性格・役割に関する政府税制調査会の答申（抄）

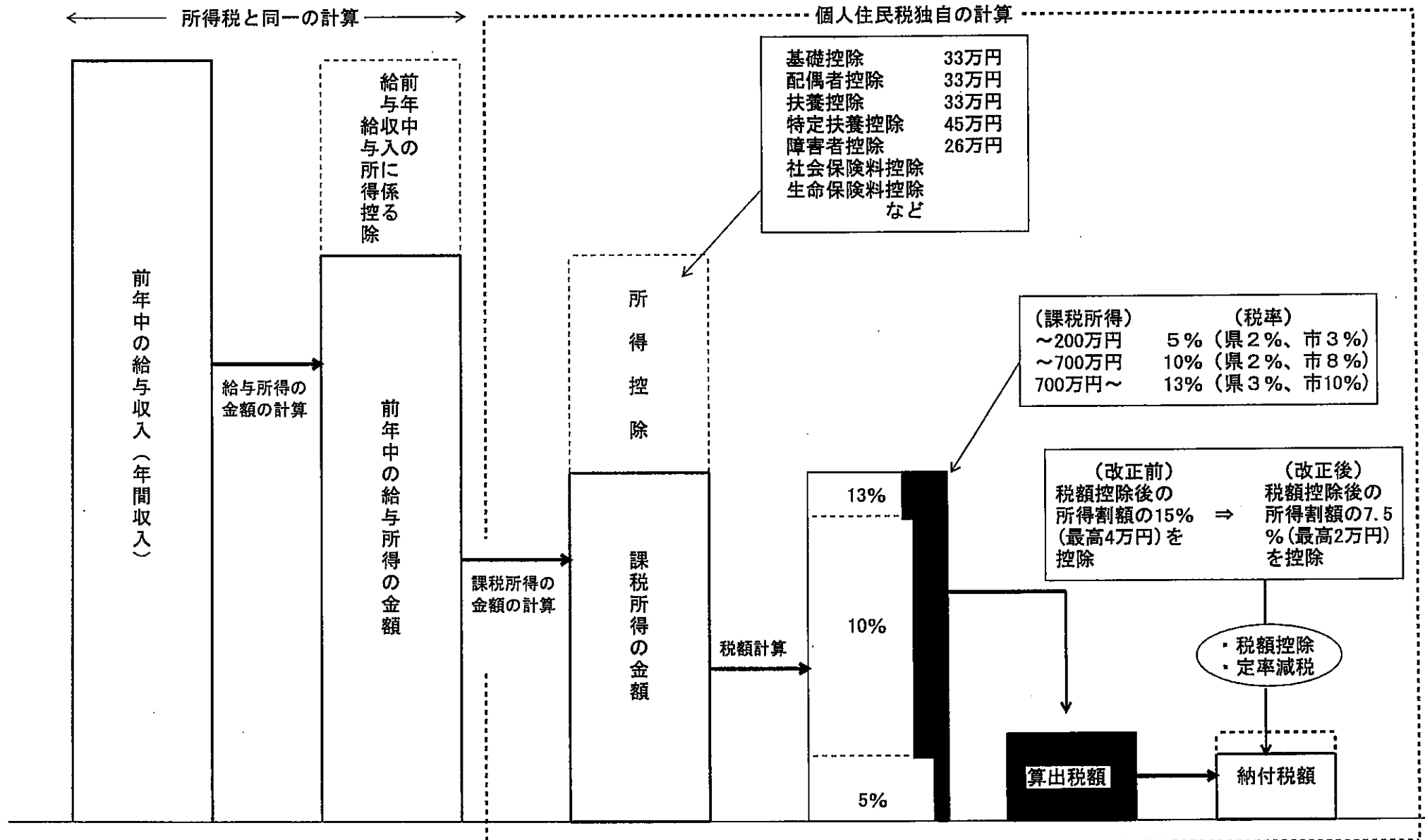
- 個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有する。同時に、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものである。また、税収入の面で見れば、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えているものである。このような性格を踏まえ、地方税の基幹税として充実確保を図る必要がある。

（「少子・高齢社会における税制のあり方（平成15年6月）」）

- 税源移譲にあたっては、個人所得課税体系における所得税と個人住民税の役割分担の明確化が課題となる。個人住民税については、応益性や偏在度縮小が求められることを踏まえ、所得割の税率のフラット化を行うことが基本となろう。

（平成17年度の税制改正に関する答申（平成16年11月））

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



個人住民税の諸控除に関する政府税制調査会の答申（抄）

- 所得割の所得控除及び課税最低限については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税より低い水準で設定すべきである。

（「あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成14年6月）」）

- 所得割の所得控除については、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという個人住民税の性格や受益原則に基づき見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。

（「平成17年度の税制改正に関する答申」平成16年11月）

- 生命保険料控除、損害保険料控除といった貯蓄の奨励など国家的な政策の見地からの控除については、地方税である個人住民税においては極力整理すべきであると考えられます。

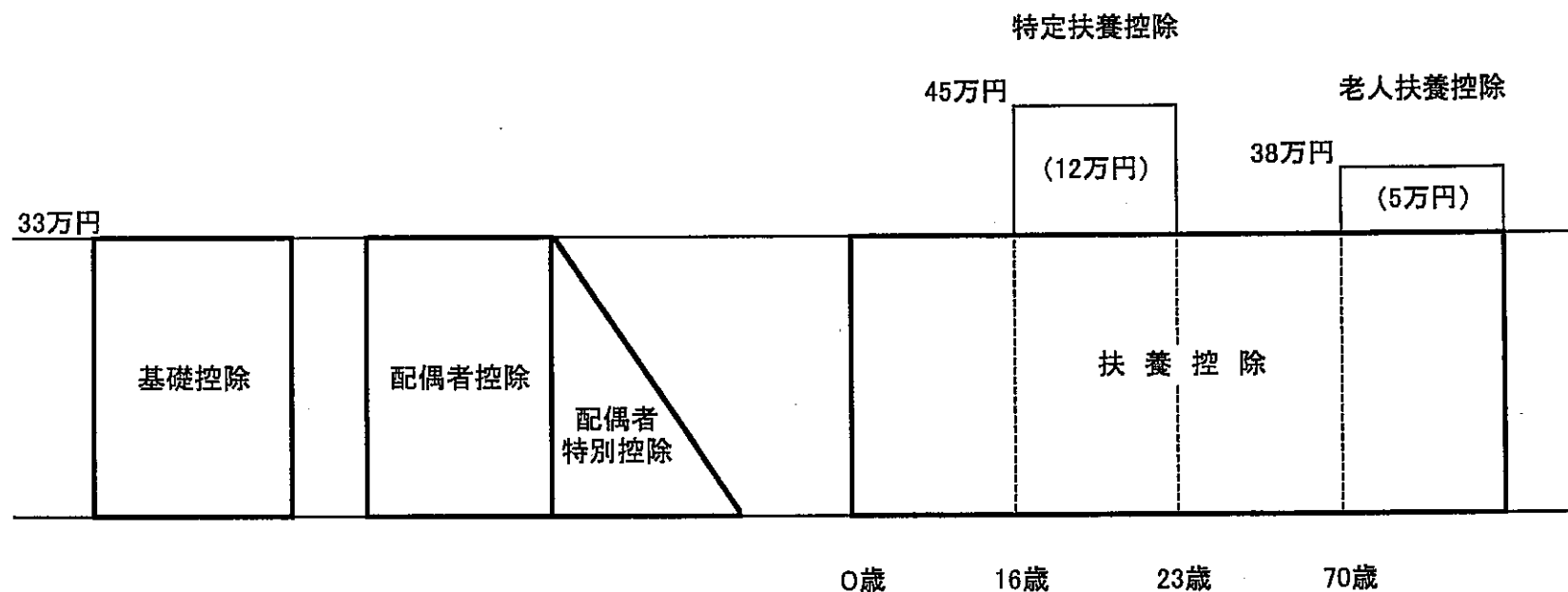
（わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（平成12年7月））

人的控除の概要

			創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
					所 得 税	個 人 住 民 税	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除		昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	
	配偶者控除	控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	扶養控除	扶養親族	昭和25年 (1950年)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除		昭和25年 (1950年)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円	
	(特別障害者控除)		昭和43年 (1968年)	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円	
	寡婦控除		昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)		平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除		昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除		昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下 かつ給与所得等以外が 10万円以下

人的控除について（個人住民税）

（割増・加算）
（基礎的な控除）



（参考）配偶者控除の沿革

昭和37年度 扶養控除（配偶者は扶養親族として適用）の創設

昭和41年度 配偶者控除の創設

個人住民税の課税最低限の内訳及び算出方法

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
99万円	27万円	33万円	33万円	33万円	45万円

給与収入
270万円

(注) 夫婦子2人の場合(子のうち1人は特定扶養親族に該当)

$$\begin{array}{rcl}
 \chi & - & (\chi \times 0.3 + 180,000) - \chi \times 0.1 - 1,440,000 = 0 \\
 \text{給与収入} & & \text{給与所得控除} \quad \text{社会保険料控除} \quad \text{基礎控除} \\
 & & \text{配偶者控除} \\
 & & \text{扶養控除} \\
 & & \text{特定扶養控除}
 \end{array}
 \quad \text{この式によって計算すると} \quad \chi = 270\text{万円}$$

政策目的と考えられる主な控除制度の概要

(所得控除)

控除の種類	概 要	所 得 税	個人住民税
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	最高5万円	最高3万5千円
損害保険料控除	損害保険料を支払った場合に控除	最高 短期3千円、長期1万5千円 合計1万5千円	最高 短期2千円、長期1万円 合計1万円

(税額控除)

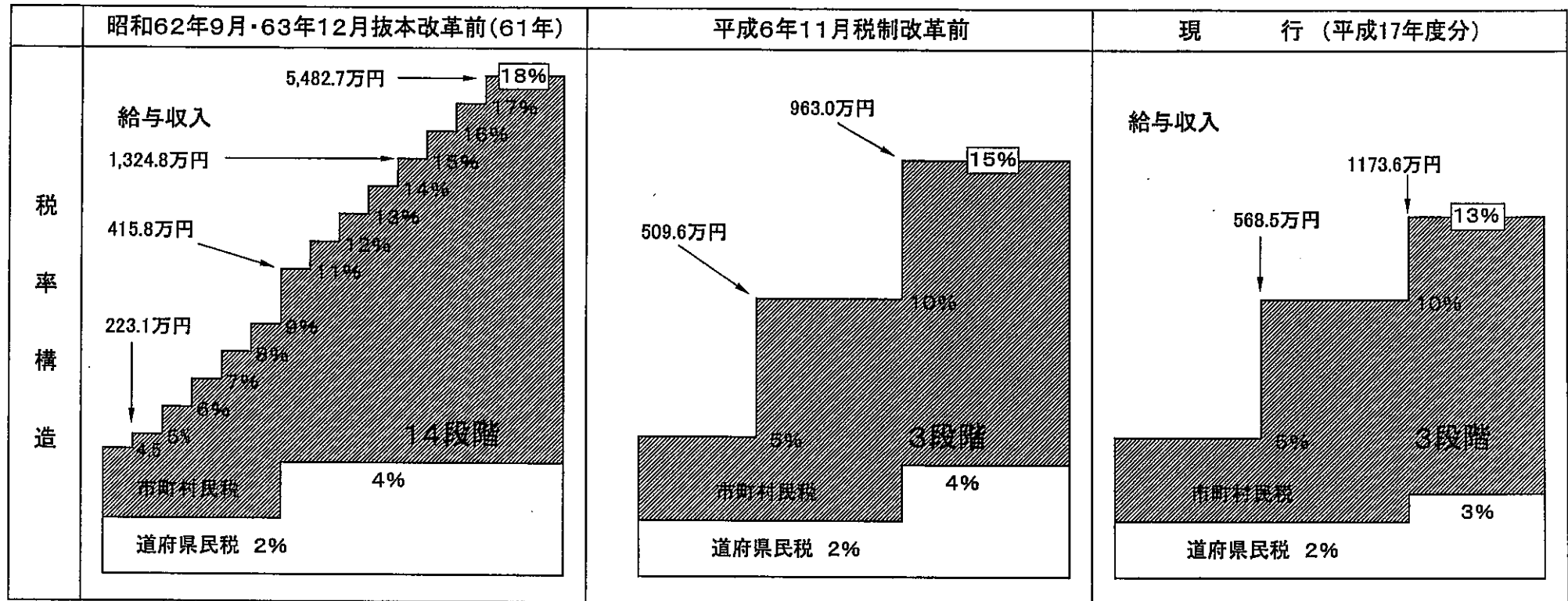
控除の種類	所 得 税	個人住民税
定率控除	10% 上限12万5千円	7.5% 上限2万円
住宅借入金等特別控除	有	無
政党等寄付金特別控除	有	無
試験研究費が増加した場合等の特別控除 *	有	無
エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除 *	有	無
情報通信機器等を取得した場合等の特別控除 *	有	無

(注) * は青色申告者のみに適用される。

生命保険料控除等の適用状況

	生命保険料控除		損害保険料控除
		うち 個人年金保険料控除	
納税義務者数(個人住民税所得割)	4, 996万人		
控除適用者数	3, 951万人	781万人	2, 263万人
控除適用者の割合	79. 1%	15. 6%	45. 3%
減収額	約850億円		約45億円
適用者1人当たり税負担軽減額	約2, 100円		約200円

所得割の税率構造の推移（イメージ図）



（注）給与収入金額は、いずれも夫婦子2人の給与所得者(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合のものである。

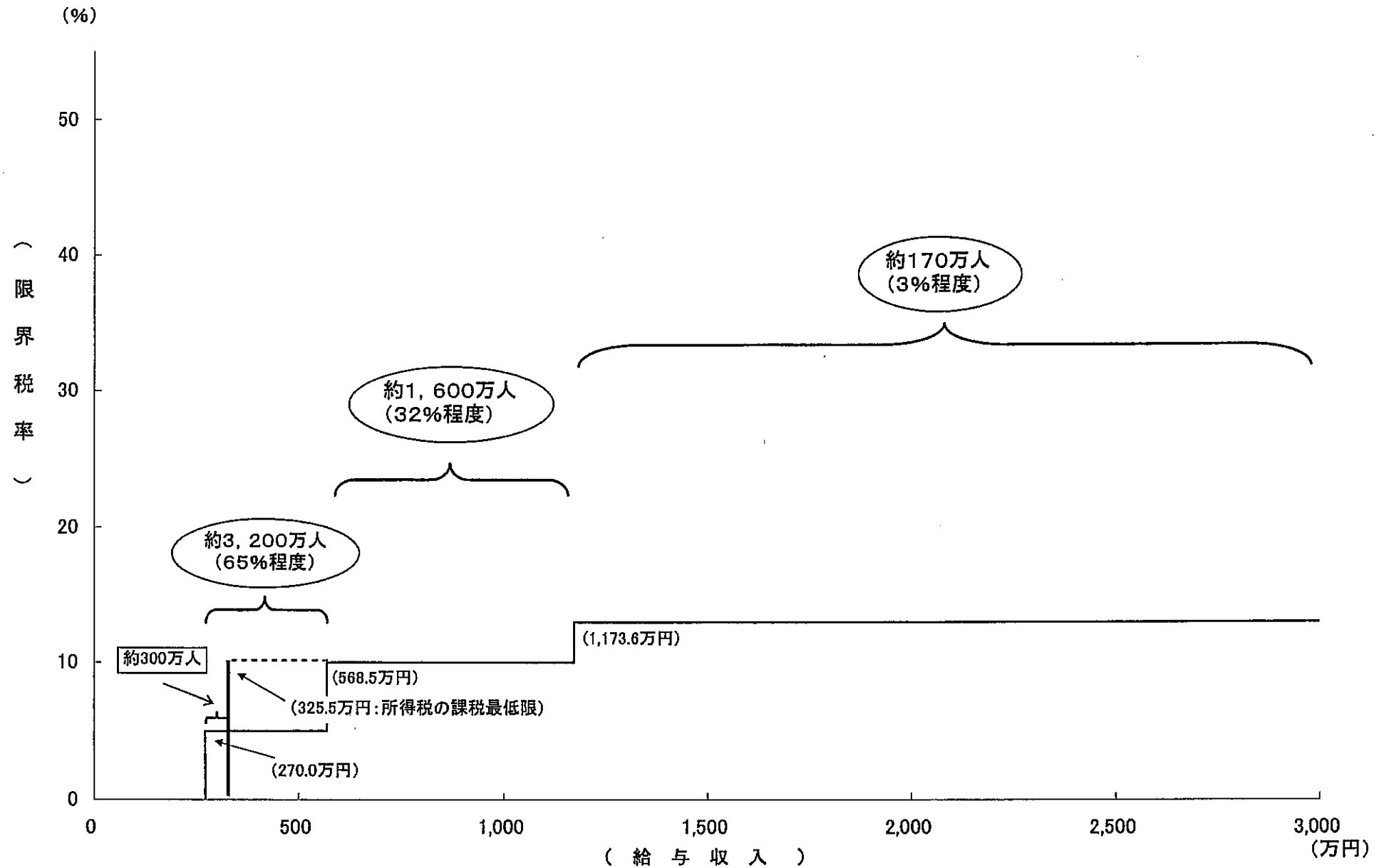
給与収入階級別の個人住民税所得割の負担割合（夫婦子2人の給与所得者）

給与収入額 (a)	課税所得 (b)	適用税率 (c)	税額 (d)	負担率 (d/a)
300 万円	180, 000	5% (270.0万円～)	8, 300	0.3%
400 "	820, 000	↓	37, 900	0.9%
500 "	1, 520, 000	↓	70, 300	1.4%
600 "	2, 220, 000	10% (568.5万円～)	112, 800	1.9%
700 "	2, 960, 000	↓	181, 300	2.6%
800 "	3, 760, 000	↓	256, 000	3.2%
900 "	4, 560, 000	↓	336, 000	3.7%
1, 000 "	5, 420, 000	↓	422, 000	4.2%
1, 500 "	9, 970, 000	13% (1, 173.6万円～)	966, 100	6.4%
2, 000 "	14, 720, 000	↓	1, 583, 600	7.9%
2, 500 "	19, 470, 000	↓	2, 201, 100	8.8%
3, 000 "	24, 220, 000	↓	2, 818, 600	9.4%
5, 000 "	43, 220, 000	↓	5, 288, 600	10.6%
10, 000 "	90, 720, 000	↓	11, 463, 600	11.5%

（注） 1 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとし、かつ、一定の社会保険料が控除されるものとして計算してある。

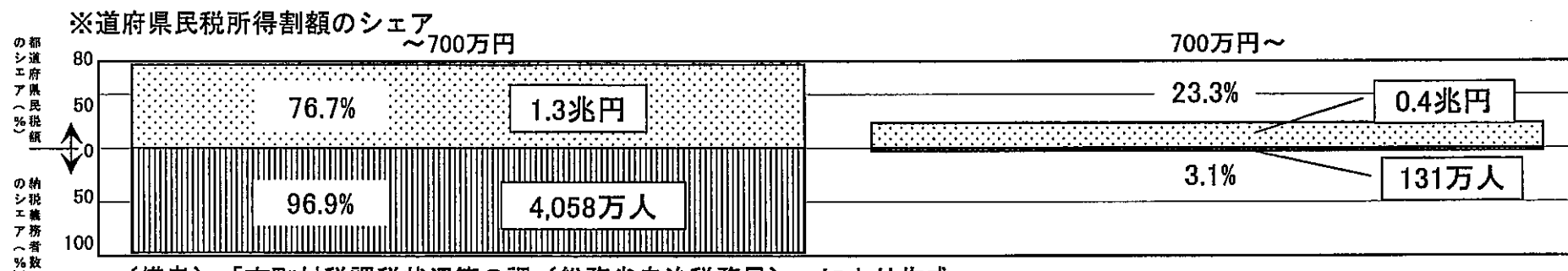
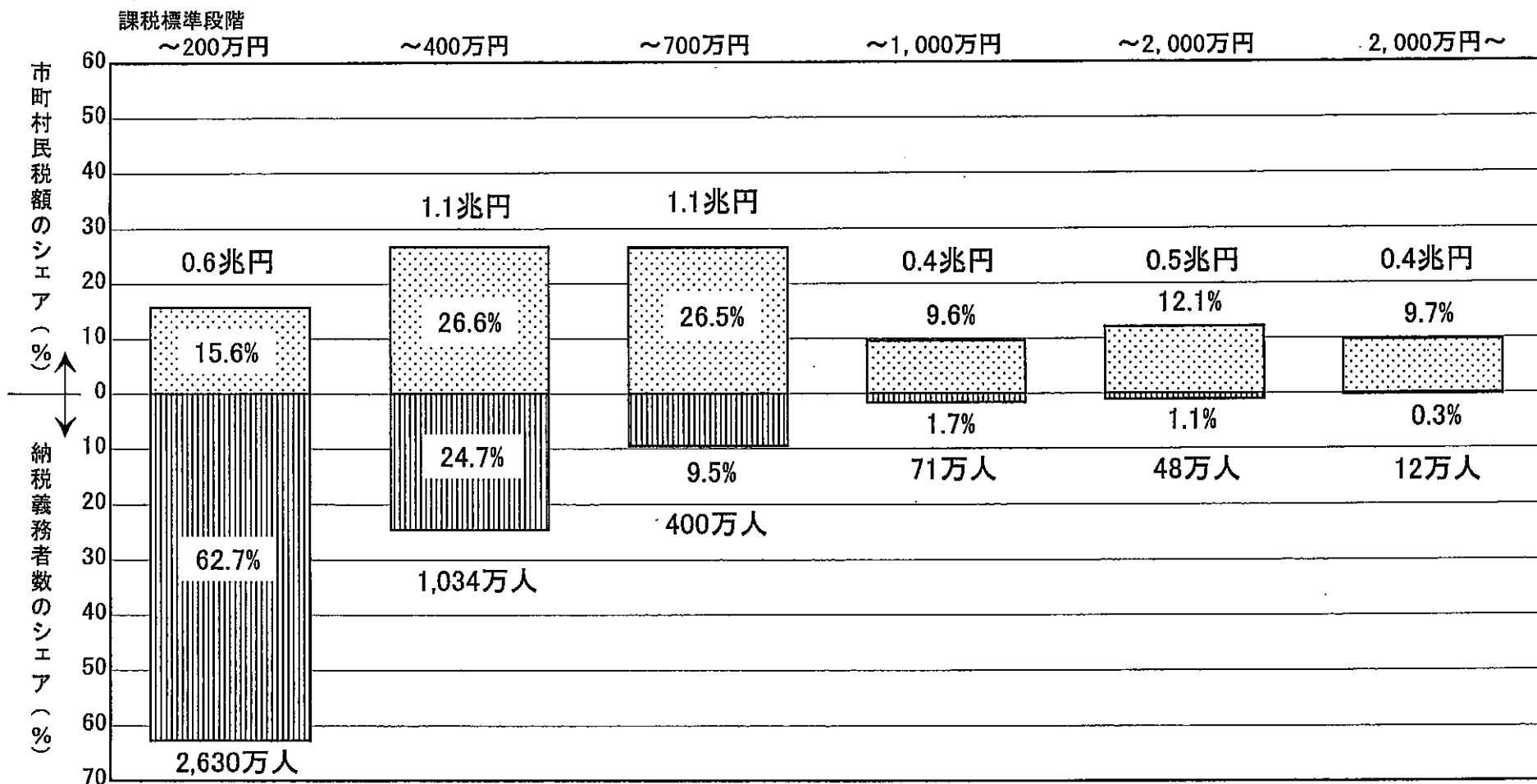
2 税額は定率減税後（平成17年度改正による縮減後）の数値である。

個人住民税の税率ブラケット毎の適用人数



- (注)1 税率ブラケット毎の適用人数は、「平成16年度市町村税課税状況等の調」による。
 2 各税率が適用される給与収入は参考として夫婦2人の場合を示した。

給与所得者の課税標準段階別の納税義務者数及び市町村民税所得割額のシェア（平成16年度分）



（備考）「市町村税課税状況等の調（総務省自治税務局）」により作成。

（注）給与所得者とは、各所得金額のうち、給与所得が最も大きい者である。

平成17年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成16年11月〕
政府税制調査会

二 個別税目の課題

1. 個人所得課税

(3) 個人住民税

均等割の税率は、これまでの国民所得や地方歳出等の推移と比較すると低い水準にとどまっており、その税率の引上げを図る必要がある。

また、所得割の所得控除については、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという個人住民税の性格や応益原則に基づき見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。さらに、65歳以上の者等に係る非課税限度額制度は、現役世代と高齢者間の税負担の公平を確保するため、障害者のように真に配慮が必要な者に係る制度に改組すべきである。と同時に、税負担の公平や税収確保の観点から、徴収率の向上を目指した執行面・制度面からの検討を行う必要がある。

個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移(税率＝年額)

(単位:円)

区 分（年度）			昭和25	昭和26	昭和29	昭和51	昭和55	昭和60	平成8	平成15	平成17
市町村民税	標準税率	人口50万以上の市	800 (70)	700 (60)	600 (50)	1,700 (140)	2,000 (170)	2,500 (210)	3,000 (250)	3,000 (250)	3,000 (250)
		人口5万以上50万未満の市	600 (50)	500 (40)	400 (30)	1,200 (100)	1,500 (130)	2,000 (170)	2,500 (210)	2,500 (210)	
		その他の市及び町村	400 (30)	300 (30)	200 (20)	700 (60)	1,000 (80)	1,500 (130)	2,000 (170)	2,000 (170)	
道府県民税(標準税率)			—	—	100 (10)	300 (30)	500 (40)	700 (60)	1,000 (80)	1,000 (80)	1,000 (80)

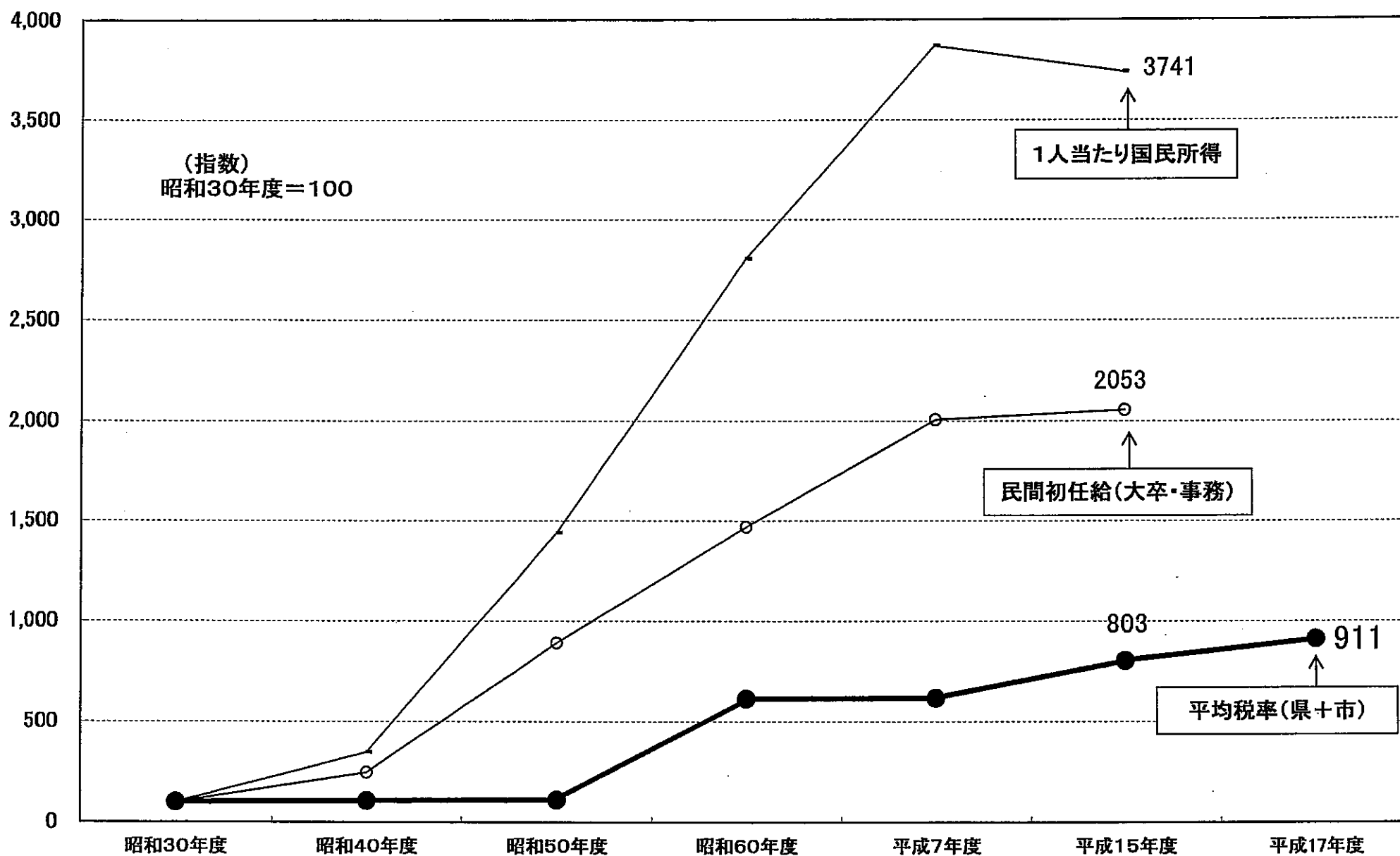
(単位:億円、%)

均等割税収額 (A)	85	83	89	481	703	1,015	1,599	1,630	1,974
個人住民税収額 (B)	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170	78,669	79,611
(A)／(B)	18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8	2.1	2.5

(注) 1. 「税収額」は、平成15年度以前は決算額、平成17年度は地方財政計画額である。

2. ()内の数値は、月額である。

均等割の平均税率等の推移



住民1人当たり歳出決算額(平成15年度・一般財源等)

清 掃 費	13,027円
-------	---------

警 察 費	24,220円
-------	---------

消 防 費	13,114円
-------	---------

均等割の税率 年額4,000円(月額約330円)

(注) 上記の費目に係る歳出決算額(一般財源等)を住民基本台帳人口(平成16年3月31日現在)で除して算出。

平成17年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成16年11月〕
政府税制調査会

二 個別税目の課題

1. 個人所得課税

(3) 個人住民税

均等割の税率は、これまでの国民所得や地方歳出等の推移と比較すると低い水準にとどまっており、その税率の引上げを図る必要がある。

また、所得割の所得控除については、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという個人住民税の性格や応益原則に基づき見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。さらに、65歳以上の者等に係る非課税限度額制度は、現役世代と高齢者間の税負担の公平を確保するため、障害者のように真に配慮が必要な者に係る制度に改組すべきである。と同時に、税負担の公平や税收確保の観点から、徴収率の向上を目指した執行面・制度面からの検討を行う必要がある。

※ これを受けて、平成17年度改正において「都道府県が特例として行う徴収・滞納処分の要件緩和」や「給与支払報告書の提出対象者の範囲の拡大」を行ったところ。

公的年金等受給者に係る所得税・介護保険料・個人住民税の徴収方法の比較

所得税

公的年金等の支払の都度、支払金額に応じ公的年金等の支払者が算出した金額を天引き(源泉徴収)

公的年金等の所得は年末調整の対象になっていないため、源泉徴収された税額が総合課税の税額に比べて過不足が生じたときには、確定申告で精算。

介護保険料

公的年金等の支払の都度、あらかじめ市町村から通知された金額を天引き(特別徴収)

個人住民税

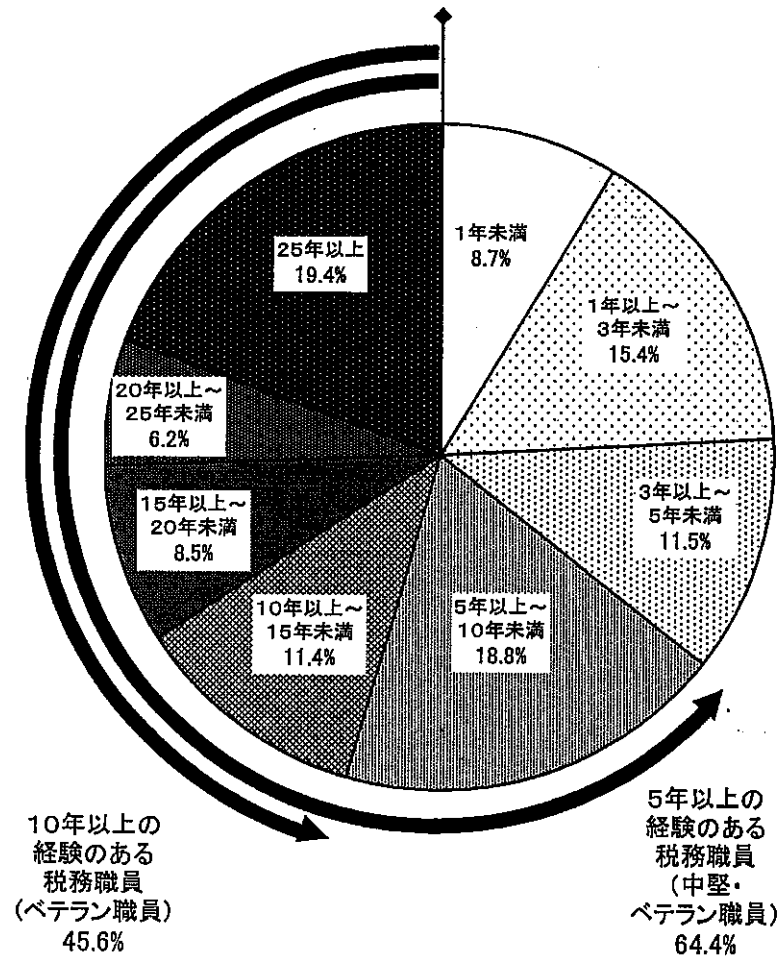
天引き(特別徴収)なし

公的年金等支払者から市町村に対し提出される公的年金等支払報告書又は確定申告書に基づき、市町村が税額を計算・決定し、普通徴収により徴収。

地方の税務職員の経験年数

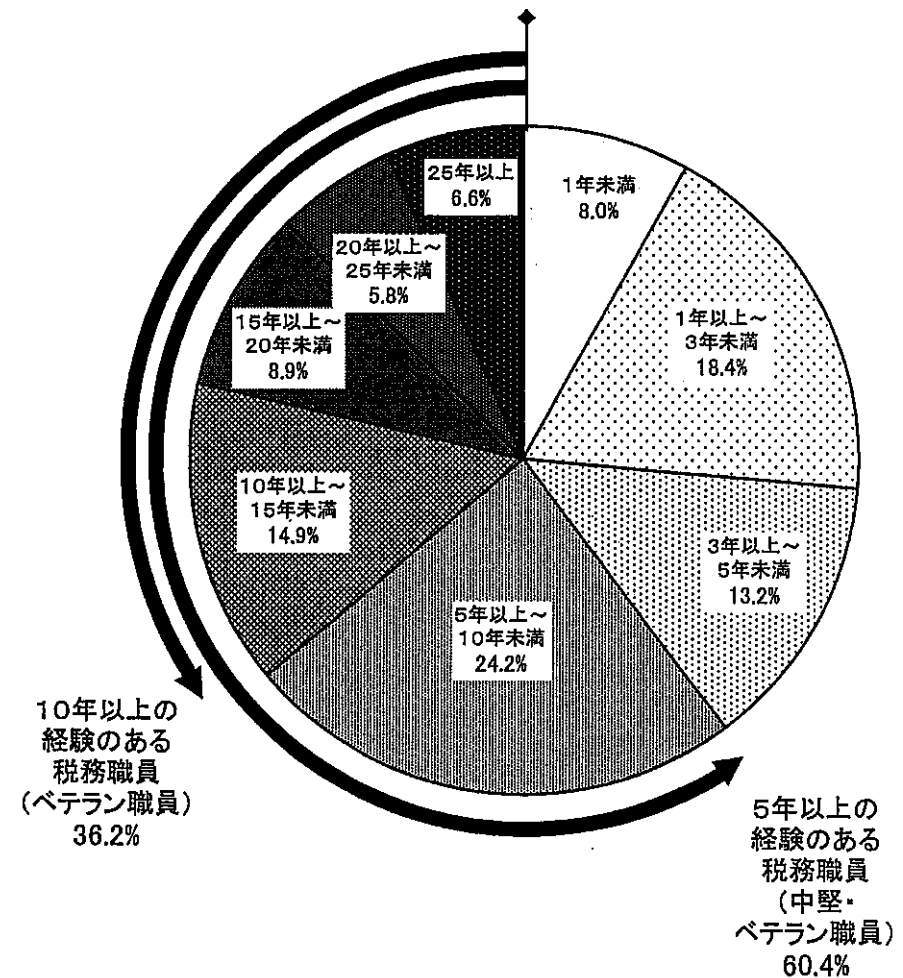
(H17. 4. 1 現在)

1. 都道府県(47団体)



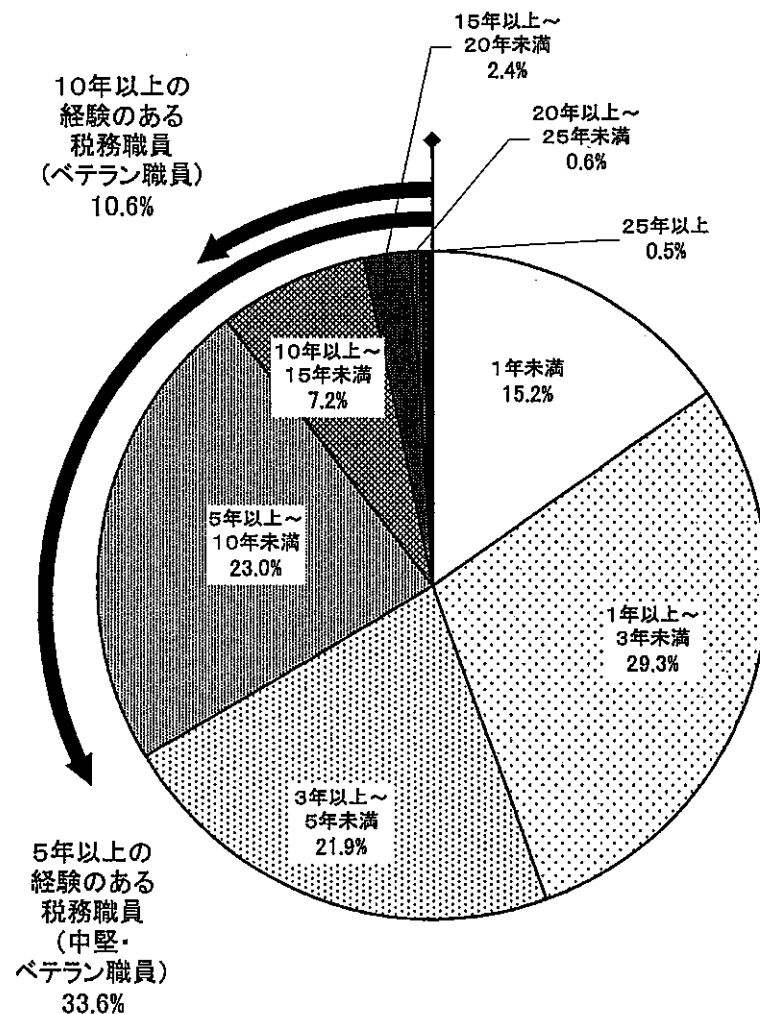
税務職員の税務経験年数(累積)	12.6 年
税務職員の平均年齢	43.9 歳

2. 政令指定都市(14団体)



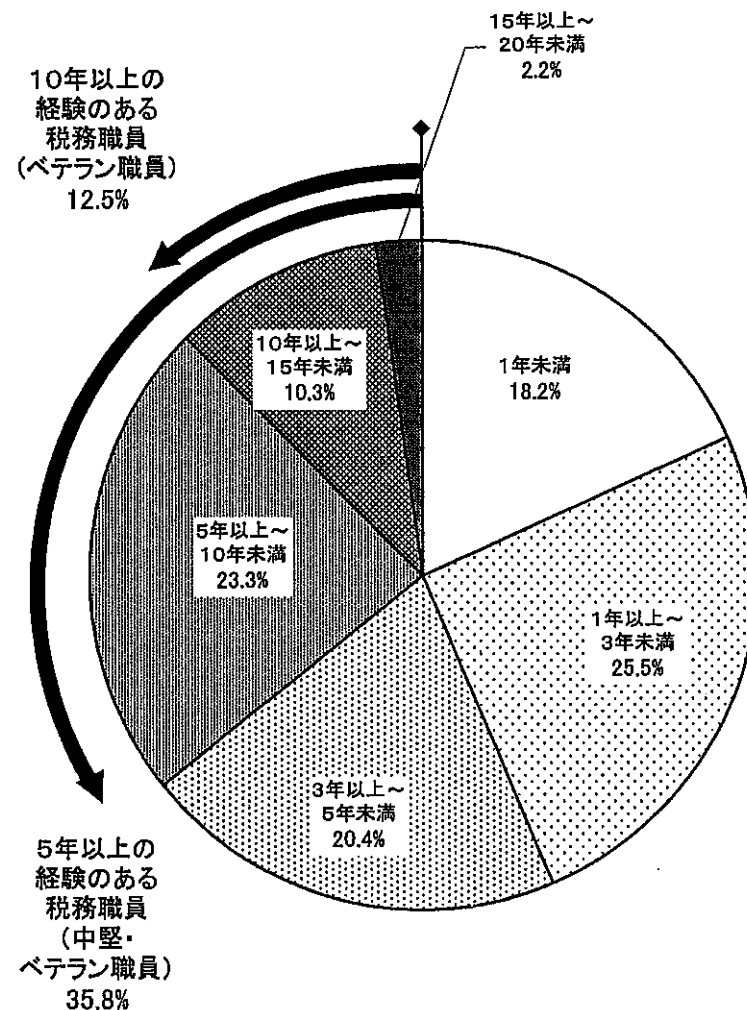
税務職員の税務経験年数(累積)	9.2 年
税務職員の平均年齢	42.5 歳

3. 県庁所在市(区)(政令市を除く35団体)



税務職員の税務経験年数(累積)	4.3 年
税務職員の平均年齢	38.3 歳

4. 町村(都道府県毎に無作為抽出した47団体)



税務職員の税務経験年数(累積)	4.1 年
税務職員の平均年齢	40.0 歳